

令02原機（科保）051  
令和2年7月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定について、  
別紙のとおり変更認可を申請いたします。

## 原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

### 1. 変更の内容

変更の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更

- 1) 第2編別表第22条について、固体廃棄物のレベル区分を変更する。
- 2) 第3編第17条について、排水貯留 Pond における液体廃棄物の希釈処理方法を明確化する。
- 3) 第3編第19条について、保管廃棄施設・Lにおける線量制限を追加する。
- 4) 第3編第23条について、排水貯留 Pond の液位計の警報設定及び解除を追加する。
- 5) 第3編第25条の2として、通信連絡設備に係る機器の維持点検を追加する。
- 6) 第3編第25条の3として、自然現象等に備えた管理を追加する。
- 7) 第3編第30条について、排水貯留 Pond の液位計の警報が発報した場合の措置を追加する。
- 8) 第3編第31条について、第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点検及び第34条自然現象等が発生した場合の点検を追加する。
- 9) 第3編第34条として、自然現象等が発生した場合の措置を追加する。
- 10) 第3編別表第3の2について、固体廃棄物処理設備・IIで処理する固体廃棄物の線量当量率の上限値及び測定位置を変更する。
- 11) 第3編の条番号及び表番号の変更を第1編及び第2編に反映する。

(2) 記載の適正化

記載の適正化を行う。

### 2. 変更の理由

(1) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴う変更

排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L並びに固体廃棄物のレベル区分について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正に伴い、関係法令の条文と整合した記載に変更するため。

(2) 記載の適正化

記載の適正化を図るため。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
新旧対照表

第1編 総則

令和2年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前						変更後						備考
第1編 総則 目次 (省略) 第1章～第10章 (省略) 別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						第1編 総則 目次 (変更なし) 第1章～第10章 (変更なし) 別表第1 原子炉施設の区分 (第3条関係)						
区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		区分	本体施設	利用施設	特定施設	放射線管理施設		
				屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備					屋内管理用放射線管理設備	屋外管理用放射線管理設備	
廃棄物処理場	(1) 液体廃棄物貯蔵施設 (2) 固体廃棄物処理施設 (3) 液体廃棄物処理施設 (4) 第1保管廃棄施設 (5) 第2保管廃棄施設 (6) 汚染除去場 (7) 解体分別保管棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 但し、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第16(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第17に掲げる放射線測定機器	第3編別表第16に掲げる排気ダストモニタ	廃棄物処理場	(1) 液体廃棄物貯蔵施設 (2) 固体廃棄物処理施設 (3) 液体廃棄物処理施設 (4) 第1保管廃棄施設 (5) 第2保管廃棄施設 (6) 汚染除去場 (7) 解体分別保管棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (8) 減容処理棟の受変電設備、気体廃棄設備及び空気圧縮設備 (9) その他特定施設以外の設備	—	(1) 受変電設備 (2) 気体廃棄設備 (3) 空気圧縮設備 ただし、本体施設(7)、(8)を除く。	第3編別表第17(ただし排気ダストモニタを除く。)及び別表第18に掲げる放射線測定機器	第3編別表第17に掲げる排気ダストモニタ	表番号の変更  表番号の変更 記載の適正化
JRR-2	(省略)					JRR-2	(変更なし)					
JRR-3	(省略)					JRR-3	(変更なし)					
JRR-4	(省略)					JRR-4	(変更なし)					
NSRR	(省略)					NSRR	(変更なし)					

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表 (第1編 総則)

変更前														変更後														備考																		
TCA	(省略)													TCA	(変更なし)												条番号の繰り上げ  条番号の繰り上げ																			
FCA	(省略)													FCA	(変更なし)																															
STACY	(省略)													STACY	(変更なし)																															
TRACY	(省略)													TRACY	(変更なし)																															
* : STACY及びTRACY共用														* : STACY及びTRACY共用																																
** : STACY及びTRACY一部共用														** : STACY及びTRACY一部共用																																
別表第1の2～別表第5の3 (省略)														別表第1の2～別表第5の3 (変更なし)																																
別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)														別表第6 試験炉規則に基づく記録(第48条関係)																																
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号												記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	保安規定各編の該当条番号																								
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	11	12	1						2	3	4	5	6		7	8	9	11	12														
1. 原子炉施設の検査記録 イ～ロ	(省略)																								1. 原子炉施設の検査記録 イ～ロ	(変更なし)																				
ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次検査のときまでの期間	20	41	30	12	31	10	28	22	23	26	25	ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	施設管理者	施設管理統括者	同一事項に関する次検査のときまでの期間	20	41	29	12	31	10		28	22	23	26	25	条番号の繰り上げ													
2. ～4.	(省略)																								2. ～4.	(変更なし)																				
5. 保守記録 イ	(省略)																								5. 保守記録 イ	(変更なし)																				
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			29	11	31	10	28	22	23	26	8	ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	施設管理者	施設管理者	1年間			28	11	31	10		28	22	23	26	8	条番号の繰り上げ													
6. ～11.	(省略)																								6. ～11.	(変更なし)																				
*1～*8 (省略)														*1～*8 (変更なし)																																
別図第1 (省略)														別図第1 (変更なし)																																
別図第2 (省略)														別図第2 (変更なし)																																

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和2年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前				変更後				備考					
第2編 放射線管理				第2編 放射線管理				表番号の変更  表番号の変更  記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 固体廃棄物のレベル区分の見直し					
目次（省略）				目次（変更なし）									
第1章～第8章（省略）				第1章～第8章（変更なし）									
別表第1～別表第15（省略）				別表第1～別表第15（変更なし）									
別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目（第39条関係）				別表第16 施設定期自主検査に係る放射線測定機器及び検査項目（第39条関係）									
放射線測定機器		検査項目		放射線測定機器		検査項目							
第3編別表第16、第4編別表第5、第5編別表第25、第5編別表第26、第6編別表第6、第7編別表第23、第8編別表第11、第9編別表第12、第11編別表第19及び第12編別表第4に掲げる放射線測定機器		校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査		第3編別表第17、第4編別表第5、第5編別表第25、第5編別表第26、第6編別表第6、第7編別表第23、第8編別表第11、第9編別表第12、第11編別表第19及び第12編別表第4に掲げる放射線測定機器		校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査							
第3編別表第17、第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第7、第7編別表第24、第8編別表第12、第9編別表第13、第11編別表第20及び第12編別表第5に掲げる放射線測定機器		校正検査（線源校正検査） 警報作動検査 注）		第3編別表第18、第4編別表第6、第5編別表第27、第6編別表第7、第7編別表第24、第8編別表第12、第9編別表第13、第11編別表第20及び第12編別表第5に掲げる放射線測定機器		校正検査（線源校正検査） 警報作動検査 注）							
注）警報作動検査についてはサーベイメータを除く。				注）警報作動検査についてはサーベイメータを除く。									
別表第17～別表第21（省略）				別表第17～別表第21（変更なし）									
別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条関係）				別表第22 放射性廃棄物の区分基準（第46条関係）									
種類	ベータ・ガンマ 注1)			アルファ 注2)			種類	ベータ・ガンマ 注1)			アルファ 注2)		
	レベル区分					レベル区分							
固体 廃 棄 物	適用基準	容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量	容器（20L基準）当たりの含有量及び容器表面の線量当量率			固体 廃 棄 物	適用基準	容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有量	容器（20L基準）当たりの含有量及び容器表面の線量当量率		
	A-1	500 $\mu$ Sv/h未満	3.7GBq未満( <sup>90</sup> Srにあっては、370 MBq未満)	37kBq以上 37MBq未満であって、500 $\mu$ Sv/h未満				A-1	500 $\mu$ Sv/h未満	3.7GBq未満( <sup>90</sup> Srにあっては、370 MBq未満)	37kBq以上 37MBq未満であって、500 $\mu$ Sv/h未満		
	A-2	500 $\mu$ Sv/h以上 2mSv/h未満	/		/			A-2	500 $\mu$ Sv/h以上 2mSv/h未満	/		/	
B-1	2mSv/h以上 4×10 <sup>4</sup> mSv/h*未満	3.7GBq以上 ( <sup>90</sup> Srにあっては、370 MBq以上)、 370 GBq未満		/			B-1	2mSv/h以上 10Sv/h未満	3.7GBq以上 ( <sup>90</sup> Srにあっては、370 MBq以上)、 370 GBq未満		/		

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第2編 放射線管理）

変更前				変更後				備考		
	B-2	$4 \times 10^4 \text{mSv/h}^*$ 以上	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、 $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上		B-2	$10\text{Sv/h}$ 以上 $500\text{Sv/h}$ 未満	370 GBq 以上	37MBq 以上又は、 $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上	固体廃棄物のレベル区分の見直し
	備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。 * 容器表面から 50cm の線量当量率		37kBq/容器未満のものは、ベータ・ガンマに係る基準を適用する。Pu にあつては、 $1\text{g}/\text{容器未満}$ とする。			備考	ガンマ線放出核種とベータ線のみを放出する核種が混在する場合は、線量当量率と含有量のいずれか上位のレベルになる基準を適用する。		記載の適正化
	適用基準	$^3\text{H}$ 以外の放射性物質の水中濃度	$^3\text{H}$	アルファ放射性物質の水中濃度			適用基準	$^3\text{H}$ 以外の放射性物質の水中濃度	$^3\text{H}$	アルファ放射性物質の水中濃度
液体廃棄物	A未満	注3) 濃度限度を超え $3.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 未満 ( $^3\text{H}$ については $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm <sup>3</sup> 以上			A未満	注3) 濃度限度を超え $3.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 未満 ( $^3\text{H}$ については $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 未満)		1.85 Bq/cm <sup>3</sup> 以上
	A	$3.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満				A	$3.7 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満	$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	
	B-1	$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満					B-1	$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 未満		
	B-2	$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満					B-2	$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満		
	備考	$^3\text{H}$ と $^3\text{H}$ 以外の核種が混在する場合は、いずれか上位のレベルになる基準を適用する。				Pu にあつては、 $1\text{g}/\text{容器未満}$ とする。 $1.85\text{Bq/cm}^3$ 未満は、ベータ・ガンマの区分を適用する。			備考	
<p>注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。</p> <p>注2) アルファ線を放出する放射性物質から、<math>^{232}\text{Th}</math>、<math>\text{Th-nat}</math>、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>、<math>\text{U-nat}</math>、アルファ/ベータ・ガンマの比が <math>1/10</math> 以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。</p> <p>注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。</p> <p>別表第 23～別表第 25 (省略)</p> <p>別図第 1 (その 1)～別図第 2 (省略)</p> <p>別記様式第 1～別記様式第 6 (省略)</p>										
<p>注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び注2)のアルファから除外された放射性物質。</p> <p>注2) アルファ線を放出する放射性物質から、<math>^{232}\text{Th}</math>、<math>\text{Th-nat}</math>、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>、<math>\text{U-nat}</math>、アルファ/ベータ・ガンマの比が <math>1/10</math> 以下の照射済燃料等及びこれらによって汚染されたものを除いたもの。</p> <p>注3) 周辺監視区域外の水中濃度限度。</p> <p>別表第 23～別表第 25 (変更なし)</p> <p>別図第 1 (その 1)～別図第 2 (変更なし)</p> <p>別記様式第 1～別記様式第 6 (変更なし)</p>										



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和2年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第23条－第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（部内品質保証委員会等）</p> <p>第2条 バックエンド技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</p> <p>2 バックエンド技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第29条第1項及び第2編第42条に定める修理及び改造の計画</p> <p>(2) 第7条第1項に定める手引</p> <p>(3) 廃棄物処理場の品質保証に関する事項</p> <p>(4) 第22条の2第1項に定める要領書</p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第23条－第29条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第30条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第31条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第32条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第33条）</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 （変更なし）</p> <p>（部内品質保証委員会等）</p> <p>第2条 バックエンド技術部に部内品質保証委員会を、工務技術部に部内安全審査会を設置する。</p> <p>2 バックエンド技術部長は、次の各号に掲げる事項を承認又は同意しようとするときは、当該事項について、部内品質保証委員会の審議を得なければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項及び第2編第42条に定める修理及び改造の計画</p> <p>(2) 第7条第1項に定める手引</p> <p>(3) 廃棄物処理場の品質保証に関する事項</p> <p>(4) 第22条の2第1項に定める要領書</p>	<p></p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>節の追加</p> <p>条番号の繰り上げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>第3条～第7条 (省略)</p> <p>第2章 運転管理 第1節～第4節 (省略)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (省略)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水を液体廃棄物を受け入れる前に排水貯留ポンドに貯留し、そこに液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1（放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき<math>3.7 \times 10^2</math>ベクレル未満）は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p>	<p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>第3条～第7条 (変更なし)</p> <p>第2章 運転管理 第1節～第4節 (変更なし)</p> <p>第5節 処理 第12条～第16条 (変更なし)</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第17条 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第8に区分された液体廃棄物を、次の各号に定めるところにより処理しなければならない。</p> <p>(1) 液体廃棄物A未満及びAは、排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。ただし、第3号による処理が行えるものはこの限りでない。</p> <p>(2) 前号の処理に当たっては、処理する液体廃棄物の濃度及び量から、法令に定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下にするために必要な希釈水の量を算出し、この量の希釈水をあらかじめ排水貯留ポンドに貯留しなければならない。その後、希釈水を循環させた状態で液体廃棄物を入れて希釈処理しなければならない。</p> <p>(3) 液体廃棄物A未満、A及びB-1（放射性物質の濃度が1立方センチメートルにつき<math>3.7 \times 10^2</math>ベクレル未満）は、蒸発処理装置・Iにより処理しなければならない。</p> <p>(4) 前号の処理により生じた濃縮廃液は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(5) 第1号及び第3号による処理が困難な液体廃棄物A未満、A及びB-1は、セメント固化装置により容器等に固化しなければならない。</p> <p>(6) 第3号の処理により生じた蒸発処理凝縮液（以下この編において「処理済廃液」という。）は、凝縮液貯槽・Iを経由し放射能レベルにより処理済廃液貯槽又は廃液貯槽・Iに貯留しなければならない。</p> <p>(7) 前号により処理済廃液貯槽に貯留した処理済廃液は、放射能レベルにより一般排水溝へ放出、又は排水貯留ポンドにより希釈処理しなければならない。また、廃液貯槽・Iに貯留した処理済廃液は、蒸発処理装置・Iにより再度処理しなければならない。</p> <p>2 (変更なし)</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p>	<p>希釈処理方法の明確化</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第18条 （省略）</p> <p>第6節 保管廃棄 （廃棄物パッケージ等の保管廃棄）</p> <p>第19条 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物のうち、アルファ固体廃棄物及び別表第7に掲げるところの処理設備による処理に適さない固体廃棄物については、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物について、別表第7に掲げるところの処理設備の修理、改造等により処理することが困難な場合には、引き取った固体廃棄物を処理できるまでの期間、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前2項の固体廃棄物及び廃棄物パッケージ（以下この編において「廃棄物パッケージ等」という。）を別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するときは、廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率に応じ、別表第9に掲げる保管廃棄施設に各々保管廃棄しなければならない。</p> <p>第20条～第20条の2 （省略）</p> <p>第7節～第8節 （省略）</p> <p>第3章 保守管理 （安全装置及び警報装置の作動条件）</p> <p>第23条</p> <p>放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200<math>\mu</math>Sv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>2 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合</p>	<p>第18条 （変更なし）</p> <p>第6節 保管廃棄 （廃棄物パッケージ等の保管廃棄）</p> <p>第19条 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物のうち、アルファ固体廃棄物及び別表第7に掲げるところの処理設備による処理に適さない固体廃棄物については、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、引き取った固体廃棄物について、別表第7に掲げるところの処理設備の修理、改造等により処理することが困難な場合には、引き取った固体廃棄物を処理できるまでの期間、別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、前2項の固体廃棄物及び廃棄物パッケージ（以下この編において「廃棄物パッケージ等」という。）を別表第9に掲げる保管廃棄施設で保管廃棄するときは、廃棄物パッケージ等の表面の線量当量率に応じ、別表第9に掲げる保管廃棄施設に各々保管廃棄しなければならない。</p> <p><u>4 放射性廃棄物管理第1課長は、保管廃棄施設・Lに廃棄物パッケージ等を保管廃棄するときは、遮蔽蓋を設置すること等により、当該施設の表面から上部に1m離れた所における線量当量率が6<math>\mu</math>Sv/h以下となるようにしなければならない。</u></p> <p>第20条～第20条の2 （変更なし）</p> <p>第7節～第8節 （変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 （安全装置及び警報装置の作動条件）</p> <p>第23条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留ポンドの液位について、液位低下幅が5cmに達したときに警報が発報するようこれを設定しなければならない。ただし、適切に管理した状態で循環又は排水作業により液位の変動が見込まれる場合には、警報を解除することができる。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、第2廃棄物処理棟のセル内の線量当量率が200<math>\mu</math>Sv/hに達したときセル扉安全装置が作動するようこれを設定しなければならない。ただし、汚染の除去、機器の修理その他やむを得ない理由によりセル内部に立入る必要がある場合において、バックエンド技術部長の承認を受けたときは、線量当量率が10mSv/hに達するまで、セル扉安全装置が作動しないようこれを変更することができる。</p> <p>3 バックエンド技術部長は、前項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合に</p>	<p>保管廃棄施設・Lにおける線量制限を追加</p> <p>排水貯留ポンドの液位計の警報設定及び解除について追加</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>4 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>5 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第3項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第24条～第25条 （省略）</p> <p><u>（地震後の措置）</u></p> <p>第26条 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設をそれぞれ点検しなければならない。</p> <p><u>2 工務第1課長は、前項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>3 放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、また、高減容処理技術課長は第1項の点検を行ったときは、</u></p>	<p>において、放射性廃棄物管理第2課長はバックエンド技術部長の、工務第1課長は工務技術部長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>5 工務第1課長は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、放射性廃棄物管理第2課長の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>6 バックエンド技術部長及び工務技術部長は、第4項ただし書を承認しようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</u></p> <p>第24条～第25条 （変更なし）</p> <p><u>（通信連絡設備に係る機器の維持点検）</u></p> <p>第25条の2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備について、別図第3に示すとおり配置しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長は、別表第13に定める数量の通信連絡設備及び携帯電話1台を維持するとともに、点検を行わなければならない。また、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は同等以上の性能を有する代替品と交換しなければならない。</u></p> <p><u>（自然現象等に備えた管理）</u></p> <p>第25条の3 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lの周辺に森林火災が発生した場合に備えて、別図第4に示した範囲に森林が拡大しないよう樹木を管理しなければならない。</u></p> <p><u>2 放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻（藤田スケールF1、最大風速49m/s）による飛来によって排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lに影響を及ぼすおそれがある物体に対して、浮上しないよう飛来防止対策を講じなければならない。また、飛来防止対策の実施状況について、年1回以上巡視しなければならない。</u></p> <p><u>3 放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に伴う降下火砕物を除去するための資機材について管理しなければならない。</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>通信連絡設備に係る機器の維持点検を追加</p> <p>自然現象等に備えた管理を追加</p> <p>自然現象等が発生した場合の措置の条文に移動</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p><u>バックエンド技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</u></p> <p>（施設定期自主検査）</p> <p>第27条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする設備について、性能が維持されているかどうかの検査を、それぞれ別表第13、別表第13の2、別表第13の3及び別表第13の4に掲げるところにより毎年1回以上行わなければならない。</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第29条 別表第14に掲げる施設管理者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認められた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 別表第14に掲げる施設管理者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事方法の認可申請を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造の計画を作成し、同表に掲げる第1同意者の同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 別表第14に掲げる第1同意者は、前項の定めにより同意した修理及び改造の計画について、所長の承認を受けなければならない。なお、工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第3項の承認をしようとするときは、第2同意者である原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 別表第14に掲げる第1同意者は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第30条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、施設定期自主検査を終了したとき及び前条の定めにより当該施設管理者が作成した修理及び改造計画の作業を終了したときは、別表第15に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告または通知先の者に報告又は通知しなければならない。第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 （省略）</p>	<p>（施設定期自主検査）</p> <p>第26条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、保安上特に管理を必要とする設備について、性能が維持されているかどうかの検査を、それぞれ別表第14、別表第14の2、別表第14の3及び別表第14の4に掲げるところにより毎年1回以上行わなければならない。</p> <p>第27条 （変更なし）</p> <p>（修理及び改造）</p> <p>第28条 別表第15に掲げる施設管理者は、同表に掲げる施設区分の施設について、必要と認められた場合は、修理又は改造を行うことができる。</p> <p>2 別表第15に掲げる施設管理者は、前項の修理及び改造を行おうとする場合において、その修理及び改造が設計及び工事方法の認可申請を伴うときは、次の各号を明らかにした修理及び改造の計画を作成し、同表に掲げる第1同意者の同意を得なければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 別表第15に掲げる第1同意者は、前項の定めにより同意した修理及び改造の計画について、所長の承認を受けなければならない。なお、工務技術部長は、前項の同意をしようとするときは、バックエンド技術部長の同意を得なければならない。</p> <p>4 所長は、第3項の承認をしようとするときは、第2同意者である原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>5 別表第15に掲げる第1同意者は、第3項の承認を受けたときは、当該修理及び改造に係る課長等に通知しなければならない。</p> <p>（保守結果の報告等）</p> <p>第29条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長、高減容処理技術課長及び工務第1課長は、施設定期自主検査を終了したとき及び前条の定めにより当該施設管理者が作成した修理及び改造計画の作業を終了したときは、別表第16に掲げるところにより、その結果を同表に掲げる報告または通知先の者に報告又は通知しなければならない。第2編第41条の規定により放射線管理施設に係る施設定期自主検査の結果の通知を受けたときも同様とする。</p> <p>2 （変更なし）</p> <p>3 （変更なし）</p>	<p>条番号の繰り上げ 表番号の繰り下げ</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>条番号の繰り上げ及び表番号の繰り下げ 表番号の繰り下げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>条番号の繰り上げ 表番号の繰り下げ</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>（保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認）</p> <p>第30条の2 放射性廃棄物管理第1課長及び高減容処理技術課長は、保管廃棄施設・Lに長期に保管廃棄している廃棄物パッケージ等について、容器の健全性を維持するための健全性確認を行う。</p> <p>2 健全性確認は、保管廃棄した後に健全性確認を行っていないピットの廃棄物パッケージ等（容器がドラム缶のものに限る。）を対象とし、別表第21の右欄に掲げる区分の考え方に応じて、同表の左欄に掲げる優先度区分A及び優先度区分Bに区分する。</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 （省略）</p> <p>6 （省略）</p> <p>7 （省略）</p> <p>8 （省略）</p>	<p>（保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認）</p> <p>第29条の2 放射性廃棄物管理第1課長及び高減容処理技術課長は、保管廃棄施設・Lに長期に保管廃棄している廃棄物パッケージ等について、容器の健全性を維持するための健全性確認を行う。</p> <p>2 健全性確認は、保管廃棄した後に健全性確認を行っていないピットの廃棄物パッケージ等（容器がドラム缶のものに限る。）を対象とし、別表第22の右欄に掲げる区分の考え方に応じて、同表の左欄に掲げる優先度区分A及び優先度区分Bに区分する。</p> <p>3 （変更なし）</p> <p>4 （変更なし）</p> <p>5 （変更なし）</p> <p>6 （変更なし）</p> <p>7 （変更なし）</p> <p>8 （変更なし）</p>	<p>条番号の繰り上げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p>
<p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第31条</p> <p>放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。これらの場合、その原因、状況及び講じた措置を必要に応じ、相互に通報するものとする。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長は、別表第3の2に掲げる設備の運転中に別表第10に係る本体施設の警報装置が作動したときは、直ちに当該運転中の設備の停止操作を行わなければならない。</p>	<p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置 （警報装置が作動した場合の措置）</p> <p>第30条 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、第23条に係る警報装置が発報したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 放射性廃棄物管理第2課長及び工務第1課長は、別表第10に係る警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査するとともに、汚染拡大防止の措置を講じなければならない。また、原因及び状況の調査結果に基づき、原因を除去するための措置を講じなければならない。これらの場合、その原因、状況及び講じた措置を必要に応じ、相互に通報するものとする。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第2課長は、別表第3の2に掲げる設備の運転中に別表第10に係る本体施設の警報装置が作動したときは、直ちに当該運転中の設備の停止操作を行わなければならない。</p>	<p>条番号の繰り上げ</p> <p>第23条に係る警報装置を追加</p> <p>項番号繰り下げ</p> <p>項番号繰り下げ</p>
<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検及び第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異</p>	<p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 （巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置）</p> <p>第31条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検及び第34条の自然現象等が発生した場合の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検、第29条の2の健全性確認における容器の点検及び第25条の2の通信連絡設備に係る機器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射</p>	<p>条番号の繰り上げ</p> <p>第26条の地震後点検を第34条自然現象等が発生した場合の点検に変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 (省略)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第33条 (省略)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>第34条 (省略)</p>	<p>性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれのある場合は、工務第1課長に通報しなければならない。</p> <p>2 工務第1課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第22条の汚染除去作業に係る点検、第25条の巡視及び点検並びに第34条第1項の地震後の点検の結果、異常を認めるときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。この場合において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置を放射性廃棄物管理第1課長又は放射性廃棄物管理第2課長に通報しなければならない。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 (変更なし)</p> <p>5 (変更なし)</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置</p> <p>第32条 (変更なし)</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置</p> <p>第33条 (変更なし)</p> <p>第5節 自然現象等が発生した場合の措置 (自然現象等が発生した場合の措置)</p> <p>第34条 震度4以上の地震が発生したとき、放射性廃棄物管理第1課長は別表第1、放射性廃棄物管理第2課長は別表第1の2、高減容処理技術課長は別表第1の3、工務第1課長は別表第1の4に掲げる施設を、放射線管理第2課長は放射線管理施設を、それぞれ点検しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物管理第1課長は、竜巻が排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L 周辺を通過した場合又は通過したおそれがある場合、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、火山の噴火に対して、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす降下火砕物があつた場合、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>(2) 降下火砕物の荷重により、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に損傷を及ぼすおそれがある場合、降下火砕物の除去を行わなければならない。</p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・L に影響を及ぼす原子力科学研究所内の森林火災、その他外部火災又は爆発が発生した場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物管理第1課長は、原子力科学研究所の敷地に津波が遡上し、排水貯留 Pond</p>	<p>条番号の繰り上げ 第25条の2の通信 連絡設備に係る機器 の点検 条番号の変更</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>条番号の繰り上げ</p> <p>自然現象等が発生した 場合の措置を追加</p>



原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>第5章 放射線管理 第35条 （省略）</p> <p>（放射線測定機器） 第36条 第2編第38条第1項に規定する廃棄物処理場に係る放射線測定機器は、別表第16及び別表第17に掲げるとおりとする。</p> <p>（放射線測定機器の警報装置の作動条件） 第37条 放射線管理第2課長は、別表第18に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第6章（省略）</p> <p>第7章 記録及び保存 （記録及び保存） 第39条 第16条第3項に定める高圧縮処理又は溶融処理に関する記録は、別表第19に掲げるところにより記録し、記録用紙又は電磁的方法により保存しなければならない。 2 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する記録は、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下「クリアランス規則」という。）第7条に基づく別表第20に掲げるところにより記録し、保存しなければならない。</p> <p>別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p>	<p><u>及び保管廃棄施設・Lに影響を及ぼすおそれがある場合、事象終息後、当該施設を点検しなければならない。</u></p> <p><u>6 工務第1課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長に、放射線管理第2課長は、第1項の点検の結果を放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長に通報しなければならない。</u></p> <p><u>7 放射性廃棄物管理第1課長は、第1項から第5項までの点検を行ったとき及び前項の通報を受けたとき、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第1項の点検を行ったとき及び前項の通報を受けたときは、バックエンド技術部長及び施設安全課長に通報しなければならない。</u></p> <p>第5章 放射線管理 第35条 （変更なし）</p> <p>（放射線測定機器） 第36条 第2編第38条第1項に規定する廃棄物処理場に係る放射線測定機器は、別表第17及び別表第18に掲げるとおりとする。</p> <p>（放射線測定機器の警報装置の作動条件） 第37条 放射線管理第2課長は、別表第19に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>第6章（変更なし）</p> <p>第7章 記録及び保存 （記録及び保存） 第39条 第16条第3項に定める高圧縮処理又は溶融処理に関する記録は、別表第20に掲げるところにより記録し、記録用紙又は電磁的方法により保存しなければならない。 2 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価に関する記録は、試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成17年文部科学省令第49号。以下「クリアランス規則」という。）第7条に基づく別表第21に掲げるところにより記録し、保存しなければならない。</p> <p>別表第1 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条関係） （変更なし）</p>	<p></p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>表番号の繰り下げ</p> <p>条番号の変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																																										
<p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第1の3 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称〔高減容処理技術課長管理施設〕（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称（第1条、第3条及び第26条関係） （省略）</p> <p>別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第11条関係）</p>	<p>別表第1の2 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条関係） （変更なし）</p> <p>別表第1の3 廃棄物処理場の本体施設の区分及び設備等の名称〔高減容処理技術課長管理施設〕（第1条、第3条及び第34条関係） （変更なし）</p> <p>別表第1の4 廃棄物処理場特定施設の設備等の名称（第1条、第3条及び第34条関係） （変更なし）</p> <p>別表第2 廃棄物処理場の放射性廃棄物の貯蔵施設及び貯蔵能力〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第11条関係）</p>	<p>記載の適正化条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p> <p>条番号の変更</p>																																										
<table border="1" data-bbox="184 898 1288 1591"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> <th>貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 A-1及びA-2</td> <td>廃棄物一時置場</td> <td>200カートンボックス 約8,000個相当(160 m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A以下</td> <td>排水貯留ポンド</td> <td>660 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>処理済廃液貯槽</td> <td>240 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物B-1以下*</td> <td>廃液貯槽・I</td> <td>240 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液タンク</td> <td>10 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>スラッジタンク</td> <td>15 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃液貯槽・II-1</td> <td>(使用を停止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：液体廃棄物B-1のうち、濃度が3.7×10<sup>2</sup>Bq/cm<sup>3</sup>未満のもの</p>	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m <sup>3</sup> )	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド	660 m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	240 m <sup>3</sup>	液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m <sup>3</sup>	廃液タンク	10 m <sup>3</sup>	スラッジタンク	15 m <sup>3</sup>		廃液貯槽・II-1	(使用を停止)	<table border="1" data-bbox="1380 898 2484 1591"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>貯蔵施設</th> <th>貯蔵能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物 A-1及びA-2</td> <td>廃棄物一時置場</td> <td>200カートンボックス 約8,000個相当(160 m<sup>3</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液体廃棄物A以下</td> <td>排水貯留ポンド <u>(貯留槽)</u></td> <td>660 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>処理済廃液貯槽</td> <td>240 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物B-1以下*</td> <td>廃液貯槽・I</td> <td>240 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>廃液タンク</td> <td>10 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>スラッジタンク</td> <td>15 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃液貯槽・II-1</td> <td>(使用を停止)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：液体廃棄物B-1のうち、濃度が3.7×10<sup>2</sup>Bq/cm<sup>3</sup>未満のもの</p>	廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力	固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m <sup>3</sup> )	液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド <u>(貯留槽)</u>	660 m <sup>3</sup>	処理済廃液貯槽	240 m <sup>3</sup>	液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m <sup>3</sup>	廃液タンク	10 m <sup>3</sup>	スラッジタンク	15 m <sup>3</sup>		廃液貯槽・II-1	(使用を停止)	<p>記載の適正化</p>
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力																																										
固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m <sup>3</sup> )																																										
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド	660 m <sup>3</sup>																																										
	処理済廃液貯槽	240 m <sup>3</sup>																																										
液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m <sup>3</sup>																																										
	廃液タンク	10 m <sup>3</sup>																																										
	スラッジタンク	15 m <sup>3</sup>																																										
	廃液貯槽・II-1	(使用を停止)																																										
廃棄物の種類	貯蔵施設	貯蔵能力																																										
固体廃棄物 A-1及びA-2	廃棄物一時置場	200カートンボックス 約8,000個相当(160 m <sup>3</sup> )																																										
液体廃棄物A以下	排水貯留ポンド <u>(貯留槽)</u>	660 m <sup>3</sup>																																										
	処理済廃液貯槽	240 m <sup>3</sup>																																										
液体廃棄物B-1以下*	廃液貯槽・I	240 m <sup>3</sup>																																										
	廃液タンク	10 m <sup>3</sup>																																										
	スラッジタンク	15 m <sup>3</sup>																																										
	廃液貯槽・II-1	(使用を停止)																																										
<p>別表第2の2～別表第3 （省略）</p>	<p>別表第2の2～別表第3 （変更なし）</p>																																											

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考																
<p>別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 （第3条及び第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="184 363 1302 1402"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>操 作 の 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・II</td> <td>(1) 処理する固体廃棄物の容器表面から50cm位置での線量当量率は、40Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、<math>3.7 \times 10^{11}</math>Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。</td> </tr> <tr> <td>蒸発処理装置・II</td> <td>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^4</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^2</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> <tr> <td>アスファルト固化装置</td> <td>(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^6</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くすること)を意味する。</p> <p>別表第3の3～別表第9 (省略)</p> <p>別表第10 廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)に係る警報装置の作動条件(第23条及び第31条関係) (省略)</p> <p>別表第11～別表12の4 (省略)</p>	設 備	操 作 の 条 件	固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面から50cm位置での線量当量率は、40Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 $3.7 \times 10^{11}$ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。	蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。	アスファルト固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。	<p>別表第3の2 廃棄物処理場の操作の条件〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕 （第3条及び第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1380 363 2499 1402"> <thead> <tr> <th>設 備</th> <th>操 作 の 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物処理設備・II</td> <td>(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、<math>3.7 \times 10^{11}</math>Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。</td> </tr> <tr> <td>蒸発処理装置・II</td> <td>(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^4</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (7) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^2</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (3) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (4) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm<sup>2</sup>G)以下にすること。 (5) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> <tr> <td>アスファルト固化装置</td> <td>(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、<math>3.7 \times 10^6</math>Bq/cm<sup>3</sup>未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：負圧を49Pa以上にすることとは、圧力をより低くする(負圧をより深くすること)を意味する。</p> <p>別表第3の3～別表第9 (変更なし)</p> <p>別表第10 廃棄物処理場(第2廃棄物処理棟)に係る警報装置の作動条件(第23条及び第30条関係) (変更なし)</p> <p>別表第11～別表12の4 (変更なし)</p>	設 備	操 作 の 条 件	固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 $3.7 \times 10^{11}$ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。	蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (7) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (3) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (4) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (5) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。	アスファルト固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。	<p>固体廃棄物処理設備・IIで処理する固体廃棄物の線量当量率の上限値及び測定位置の変更</p> <p>条番号の繰り上げ</p>
設 備	操 作 の 条 件																	
固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面から50cm位置での線量当量率は、40Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 $3.7 \times 10^{11}$ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。																	
蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (3) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (4) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (5) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (6) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。																	
アスファルト固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。																	
設 備	操 作 の 条 件																	
固体廃棄物処理設備・II	(1) 処理する固体廃棄物の容器表面での線量当量率は、10Sv/h未満にすること。 (2) 処理する固体廃棄物のベータ線のみを放出する放射性物質の量は、 $3.7 \times 10^{11}$ Bq/容器未満にすること。 (3) 処理する固体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された核分裂性物質の量は、15g/容器未満にすること。 (4) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。 (5) 圧縮機の油圧は、20.6MPa(210kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。																	
蒸発処理装置・II	(1) 処理する液体廃棄物のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^4$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (7) 処理する液体廃棄物の第2編別表第22の注2)で除外された放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^2$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 蒸発缶の加熱用蒸気圧は、0.3MPa(3kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (3) 蒸発缶内の圧力は、9.8kPa(0.1kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (4) 蒸発缶の圧力安全弁の作動設定値は、49kPa(0.5kg/cm <sup>2</sup> G)以下にすること。 (5) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。																	
アスファルト固化装置	(1) 固化するスラッジ及び濃縮液のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度は、 $3.7 \times 10^6$ Bq/cm <sup>3</sup> 未満にすること。 (2) 混和蒸発機の加熱用熱媒の温度は、260℃以下にすること。 (3) セル内の負圧は、49Pa(5mm水柱)以上にすること*。																	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

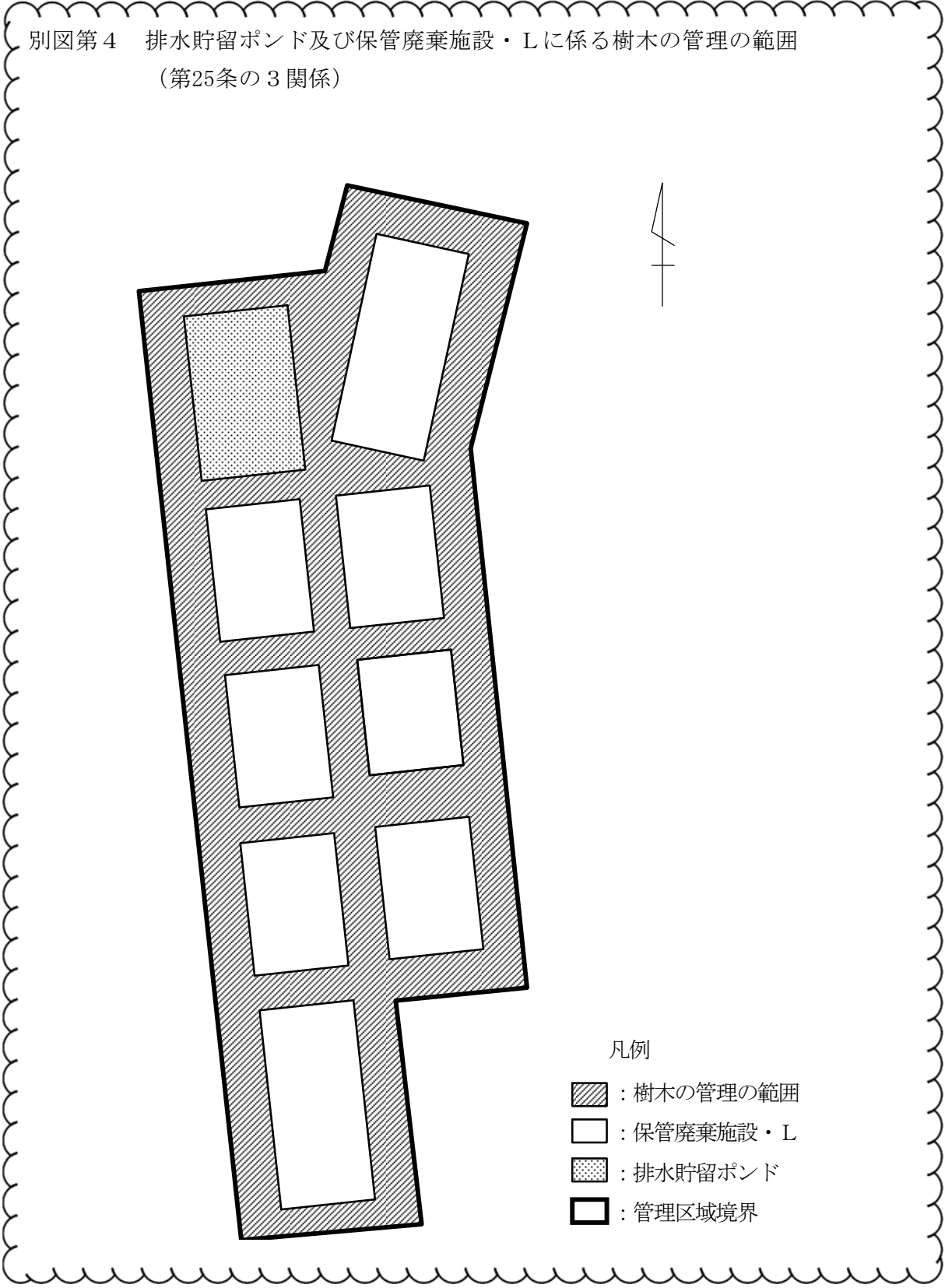
変更前	変更後	備考																							
	<p>別表第13 通信連絡設備に係る機器 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第25条の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="1377 359 2504 1020"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>設置場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">施設内用トランシーバー</td> <td>排水管理棟</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長距離用トランシーバー</td> <td>排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>1台 1台</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定電話</td> <td>排水管理棟</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設間通信 連絡設備*</td> <td>固定電話</td> <td>解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>解体分別保管棟付属建家会議室</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：施設間通信連絡設備とは、放射性廃棄物管理第1課長管理施設において異常が発生した場合に、事故現場指揮所及び原子力科学研究所の現地対策本部間の通信連絡で使用する通信連絡設備</p>	種類		設置場所	数量	施設内用トランシーバー		排水管理棟	2台	長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室	1台 1台	固定電話		排水管理棟	1台	施設間通信 連絡設備*	固定電話	解体分別保管棟付属建家会議室	2台	携帯電話	解体分別保管棟付属建家会議室	1台	<p>通信連絡設備に係る機器を追加</p>
種類		設置場所	数量																						
施設内用トランシーバー		排水管理棟	2台																						
長距離用トランシーバー		排水管理棟 解体分別保管棟付属建家会議室	1台 1台																						
固定電話		排水管理棟	1台																						
施設間通信 連絡設備*	固定電話	解体分別保管棟付属建家会議室	2台																						
	携帯電話	解体分別保管棟付属建家会議室	1台																						
<p>別表第13 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第27条関係） （省略）</p>	<p>別表第14 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第1課長管理施設〕（第26条関係） （変更なし）</p>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p>																							
<p>別表第13の2 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第27条関係） （省略）</p>	<p>別表第14の2 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔放射性廃棄物管理第2課長管理施設〕（第26条関係） （変更なし）</p>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p>																							
<p>別表第13の3 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔高減容処理技術課長管理施設〕（第27条関係） （省略）</p>	<p>別表第14の3 廃棄物処理場本体施設の施設定期自主検査項目 〔高減容処理技術課長管理施設〕（第26条関係） （変更なし）</p>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p>																							
<p>別表第13の4 特定施設の施設定期自主検査項目（第27条関係） （省略）</p>	<p>別表第14の4 特定施設の施設定期自主検査項目（第26条関係） （変更なし）</p>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p>																							
<p>別表第14 修理及び改造（第29条関係） （省略）</p>	<p>別表第15 修理及び改造（第28条関係） （変更なし）</p>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p>																							

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前				変更後				備考	
別表第15 保守結果の報告（第30条関係）				別表第16 保守結果の報告（第29条関係）				表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ  条番号の繰り上げ  条番号の繰り上げ  条番号の繰り上げ 条番号の繰り上げ  条番号の繰り上げ 条番号の繰り上げ	
報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先	報告者	報告事項	報告時期	報告先又は通知先		
放射性廃棄物管理第1課長	施設定期自主検査	第27条に定める検査が終了したとき及び第2編第41条に定める通知を受けたとき。	バックエンド技術部長	放射性廃棄物管理第1課長	施設定期自主検査	第26条に定める検査が終了したとき及び第2編第41条に定める通知を受けたとき。	バックエンド技術部長		
放射性廃棄物管理第2課長	修理及び改造	第29条第2項の定めにより放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。		放射性廃棄物管理第2課長	修理及び改造	第28条第2項の定めにより放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。			
高減容処理技術課長		第27条に定める検査が終了したとき。		工務第1課長		修理及び改造			第26条に定める検査が終了したとき。
工務第1課長	施設定期自主検査	第27条に定める検査が終了したとき。	工務技術部長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長	工務第1課長	施設定期自主検査		第26条に定める検査が終了したとき。		工務技術部長 放射性廃棄物管理第1課長 放射性廃棄物管理第2課長
	修理及び改造	第29条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。			第28条第2項の定めにより工務第1課長が作成した修理及び改造の計画に基づく作業が終了したとき。				
別表第16 放射線測定機器及び測定箇所（第36条関係） （省略）				別表第17 放射線測定機器及び測定箇所（第36条関係） （変更なし）					表番号の繰り下げ
別表第17 放射線測定機器及び設置箇所（第36条関係） （省略）				別表第18 放射線測定機器及び設置箇所（第36条関係） （変更なし）					表番号の繰り下げ
別表第18 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第37条関係） （省略）				別表第19 放射線測定機器の警報装置の作動条件（第37条関係） （変更なし）					表番号の繰り下げ
別表第19 高圧縮処理又は溶融処理に関する記録及び保存（第39条第1項関係） （省略）				別表第20 高圧縮処理又は溶融処理に関する記録及び保存（第39条第1項関係） （変更なし）				表番号の繰り下げ	
別表第20 クリアランス規則に基づく記録及び保存（第39条第2項関係） （省略）				別表第21 クリアランス規則に基づく記録及び保存（第39条第2項関係） （変更なし）				表番号の繰り下げ	

原子力科学研究所原子炉施設保安規定（第3編 廃棄物処理場の管理）

変更前	変更後	備考
<p>別表第21 健全性確認の優先度区分（第30条の2関係） （省略）</p> <p>別図第1～別図第2（その25）（省略）</p>	<p>別表第22 健全性確認の優先度区分（第29条の2関係） （変更なし）</p> <p>別図第1～別図第2（その25）（変更なし）</p> <div data-bbox="1377 495 2525 1919" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>別図第3 通信連絡設備の配置図（第25条の2関係）</p> <p>会議室内に 長距離用トランシーバー：1台 携帯電話：1台</p> <p>① ②</p> <p>会議室 事故現場指揮所</p> <p>解体分別保管棟付属建家2階</p> <p>排水管理棟内に 施設内用トランシーバー：2台 長距離用トランシーバー：1台</p> <p>①</p> <p>車庫 排水管理棟 凡例</p> <p>○：固定電話</p> </div>	<p>表番号の繰り下げ 条番号の繰り上げ</p> <p>☁：追加 通信連絡設備の明確化のため</p>

変更前	変更後	備考
	<p data-bbox="1406 279 2332 352">別図第4 排水貯留 Pond 及び保管廃棄施設・Lに係る樹木の管理の範囲 (第25条の3 関係)</p>  <p data-bbox="2101 1493 2160 1520">凡例</p> <ul data-bbox="2059 1545 2332 1717" style="list-style-type: none"> <li>▨ : 樹木の管理の範囲</li> <li>□ : 保管廃棄施設・L</li> <li>▤ : 排水貯留 Pond</li> <li>◻ : 管理区域境界</li> </ul>	<p data-bbox="2549 279 2813 422">◻ : 追加 樹木の管理の範囲の 明確化のため</p>